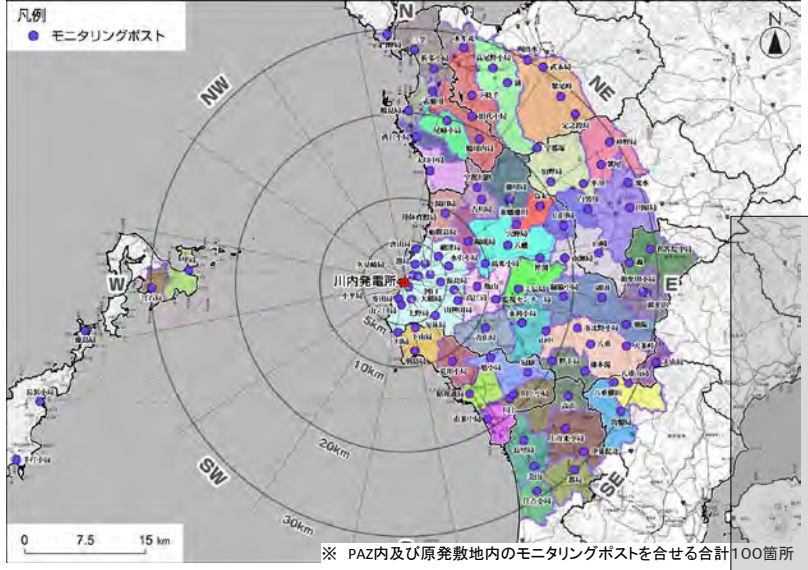


川内地域の緊急時対応（概要版） ⑤住民の安全確保に向けた主な対策（2）

1. 川内地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

UPZ内及びその周辺に、緊急時モニタリング地点78地点※を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、関係市町施設等に合計約102万丸の丸剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包等を備蓄。
 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
 ※なお、UPZ内に居住し、障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りにくいことが難しいなど一定の要件に該当する住民に対しては、平成30年度から事前配布を実施予定。



安定ヨウ素剤備蓄場所
 25箇所
 〔関係市町施設：14箇所〕
 〔保健所等：11箇所〕

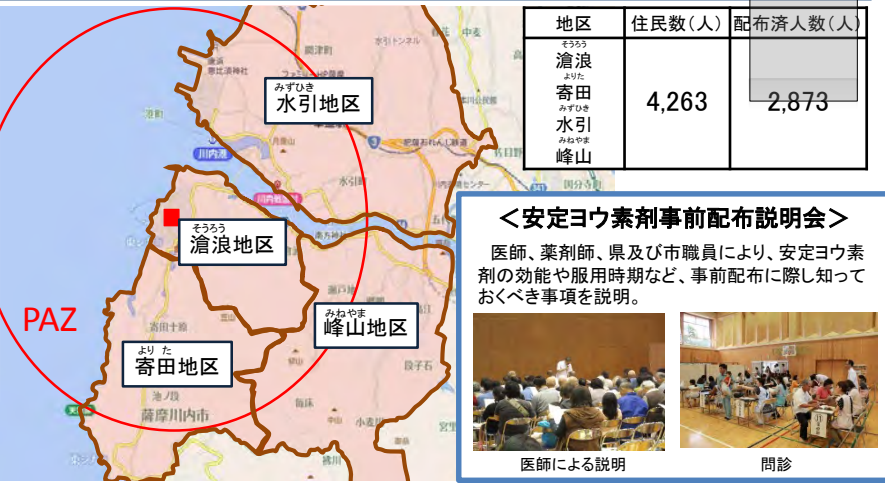
県及び市町職員より、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施
 ・UPZ内緊急配布場所※
 ・避難退域時検査場所

※ 緊急配布場所として、UPZ内の避難経路上で公共施設等(12か所)を候補地として7ヶ所済み(平成30年度以降も順次拡大予定)

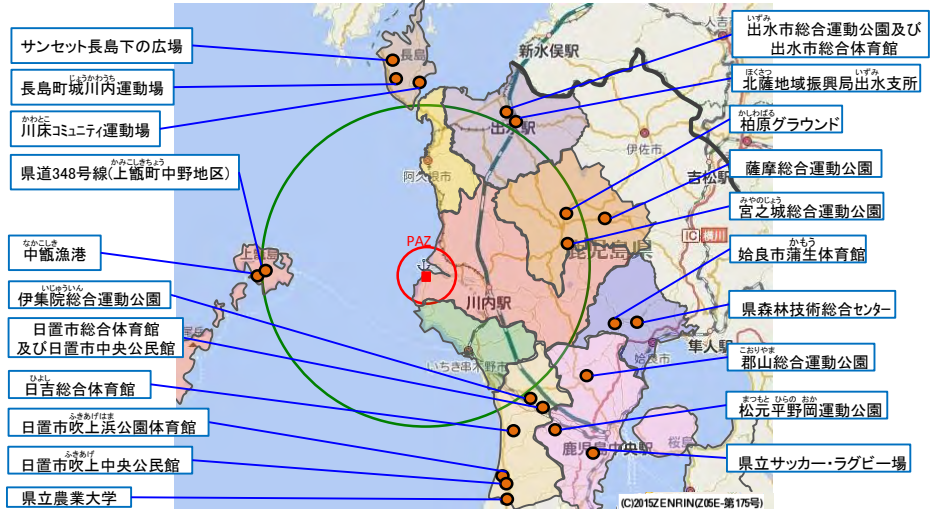
2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

鹿児島県では、PAZ内住民を対象に説明会を実施し、平成29年11月19日現在、2,873人に事前配布を実施。また、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
 更に、PAZ内の全ての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の備蓄を実施。



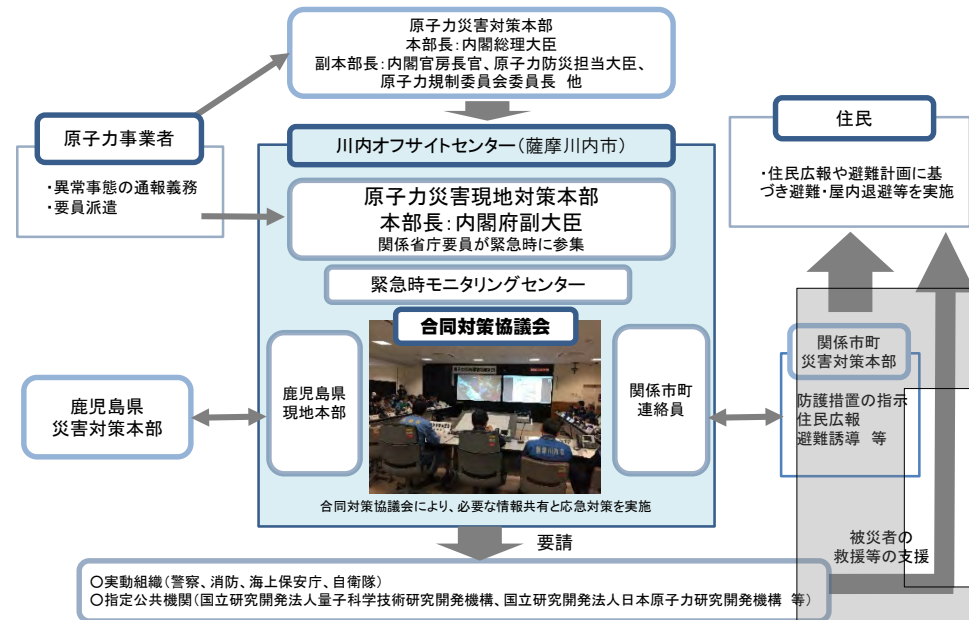
4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

鹿児島県では、緊急時の避難を円滑に行うため、30km圏周辺から避難所までの間で、避難経路や避難所までの移動の容易性、面積等を考慮し、候補地(21ヶ所)をあらかじめ準備。

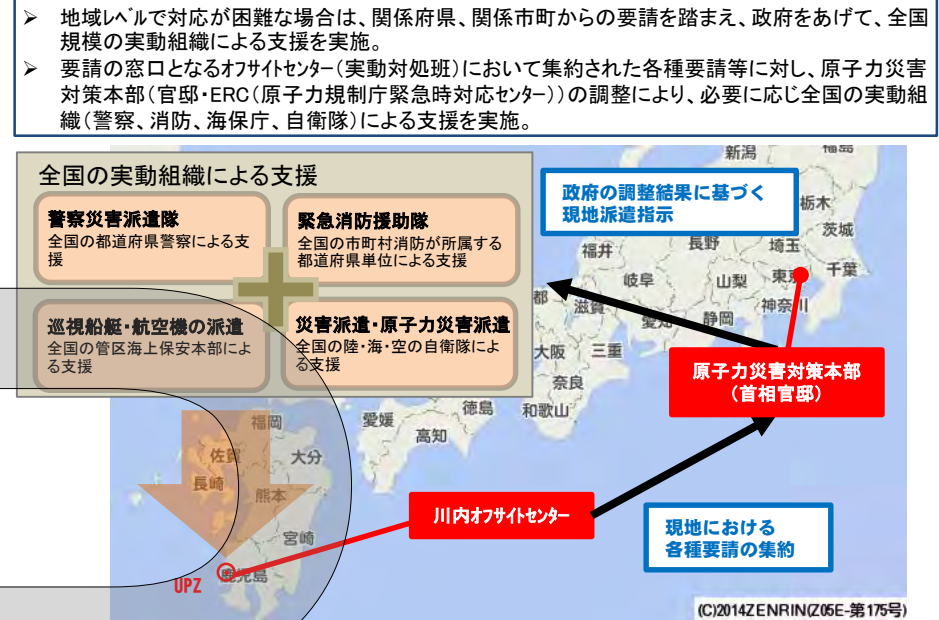


川内地域の緊急時対応（概要版） ⑥緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制

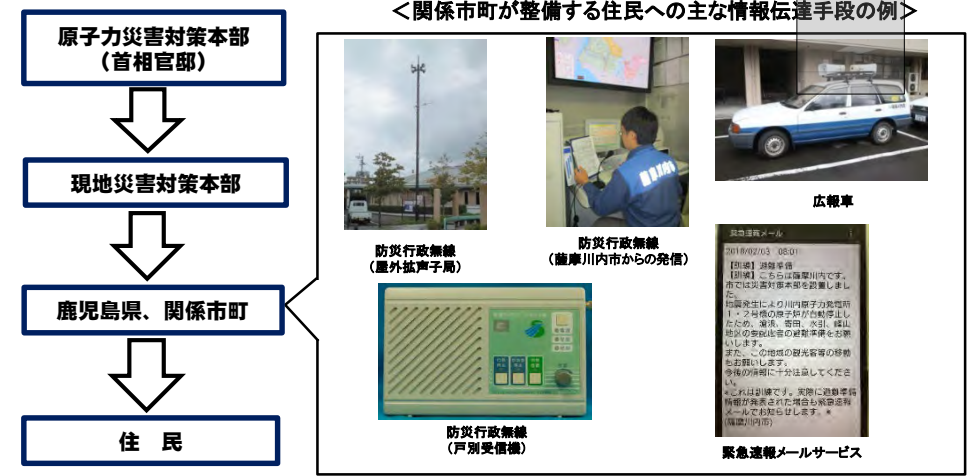


3. 実動組織の広域支援体制



2. 住民への情報伝達体制

- ▶ 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- ▶ 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用し、住民へ情報を伝達。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- ▶ 鹿児島県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。
- 警察組織**
- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
 - ✓ 避難住民の誘導・交通規制
 - ✓ 避難指示の伝達
 - ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等
- 消防組織**
- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
 - ✓ 傷病者の搬送
 - ✓ 避難指示の伝達
- 海上保安庁**
- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
 - ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 船舶等への避難指示の伝達
 - ✓ 海上における警戒活動
- 防衛省**
- ✓ 緊急時モニタリング支援
 - ✓ 被害状況の把握
 - ✓ 避難の援助
 - ✓ 人員及び物資の緊急輸送
 - ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
 - ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓閉作業

3月1日時点版

取扱注意

12/15作業部会以降修正箇所…緑字
1/22作業部会以降修正箇所…赤字
2/14作業部会以降修正箇所…青字

平成26年9月12日
改定 平成〇〇年〇〇月〇〇日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版) 改定案**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
川内地域原子力防災協議会

資料中に記載の内容については今後の精査・調整により変更の可能性あり

1. はじめに	P.2
2. ^{せん だい} 川内地域の概要	P.3
3. 緊急事態における対応体制	P.8
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.20
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.33
6. UPZ内における対応	P.45
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.87
8. 緊急時「エリツグ」の実施体制	P.98
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.107
10. 国の実動組織の支援体制	P.117

(注1)公式表記は、「薩」であるが、本資料においては、一部入力の都合上「薩摩川内市」を用いているところがある。

(注2)本資料の地図は、(C)2014ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

・この「せんだい川内地域の緊急時対応」は、内閣府が設置したせんだい川内地域原子力防災協議会において、九州電力(株)せんだい川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、**原子力災害対策重点区域を含む鹿児島県及び関係市町**の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. せんだい川内地域の概要

- 川内原子力発電所は、九州電力(株)が鹿児島県薩摩川内市に設置している原子力発電所である。
- 川内原子力発電所は、昭和59年7月から1号機による営業運転を開始。昭和60年11月に2号機の運転を開始している。

九州電力(株)川内原子力発電所について

(1) 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町

(2) 概要

1号機：89.0万kW・PWR

2号機：89.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数（平成30年2月時点）

1号機：昭和54年 1月／昭和59年 7月／33年

2号機：昭和56年 5月／昭和60年 11月／32年



原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所から概ね半径5kmを目安とするPAZ内、発電所から概ね半径5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は薩摩川内市、UPZ内は7市2町にまたがる。



＜概ね半径5km＞

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:4,524人※

＜概ね半径5～30km＞

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、

阿久根市、鹿児島市、出水市、

日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:203,761人※

※ 人口は、平成29年4月1日時点

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ内人口は4,524人、UPZ内人口は203,761人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で208,285人。

関係市町名	PAZ内 (概ね半径5km)		UPZ内 (概ね半径5～30km)		合 計	
	さつ 薩 摩	4,524人	2,454世帯	87,944人	41,013世帯	92,468人
せい せい 川 内 市						
い いち 串 木 野 市			28,569人	13,351世帯	28,569人	13,351世帯
あ 阿 久 根 市			21,267人	10,273世帯	21,267人	10,273世帯
か 鹿 児 島 市			827人	465世帯	827人	465世帯
い い ず 水 市			21,783人	9,772世帯	21,783人	9,772世帯
ひ 日 お 置 市			26,348人	11,499世帯	26,348人	11,499世帯
あい 始 ら 良 市			9人	8世帯	9人	8世帯
さ つ ま ちょう 町			16,165人	7,765世帯	16,165人	7,765世帯
なが 長 しま 島 ちょう 町			849人	383世帯	849人	383世帯
合 計	4,524人	2,454世帯	203,761人	94,529世帯	208,285人	96,983世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、薩摩川内市^{さつ ま せん だい し}全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- また、平成26年経済センサスによると、電気業のほか建設業及び物流関連企業を中心に256事業所、約3,300人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

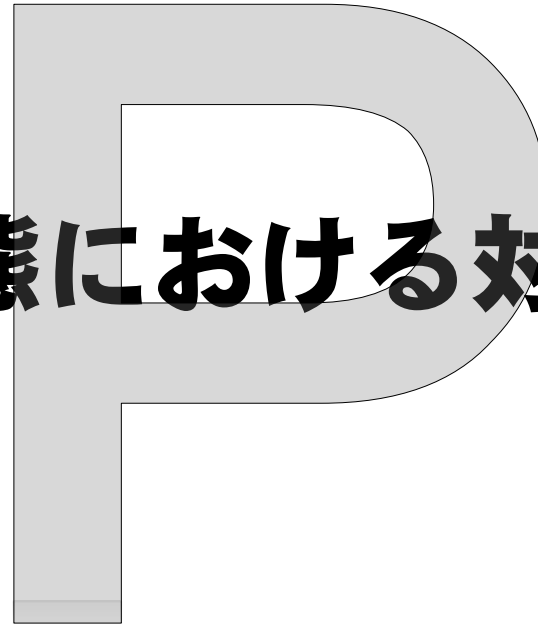
	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
さつ ま せん だい し 薩摩川内市	7,989	7,032	957

※ 平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
そう ろう 滄 浪	34	975
より た 寄 田	10	55
みず ひき 水 引	172	2,038
みね やま 峰 山	40	247
合 計	256	3,315

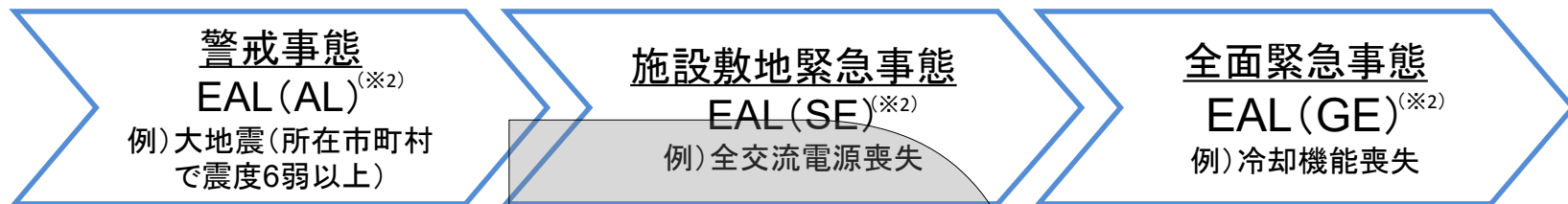
※ 総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。

3. 緊急事態における対応体制



原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



施設敷地緊急事態要避難者^(※3)
の避難・屋内退避の準備開始

施設敷地緊急事態要避難者^(※3)
の避難開始・屋内退避

住民の避難準備開始

住民の避難開始

安定ヨウ素剤の服用準備

安定ヨウ素剤の服用

屋内退避の準備

屋内退避

PAZ内
概ね半径
5km

UPZ内
概ね半径
5km~30km^(※4)

UPZ外
概ね半径
30km~^(※5)

(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。

(※2) (AL) = Alert (SE) = Site area Emergency (GE) = General Emergency

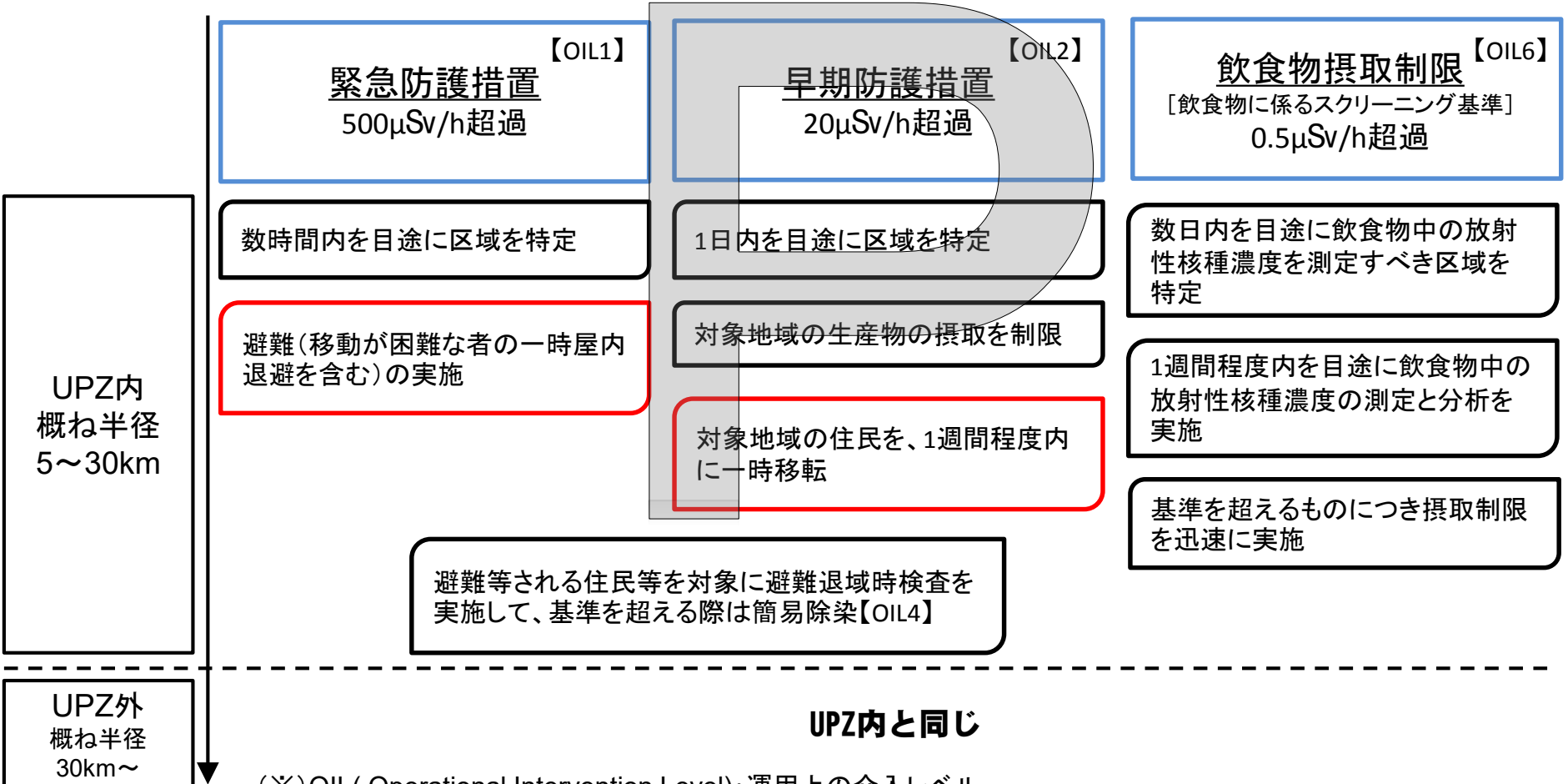
(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (運用上の介入レベル: OIL (※))

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準